

船橋市プレーパーク支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外における遊びを通して、児童の自主性及び創造性を育むとともに、地域における児童の居場所や交流の場を創出し、もって子どもの健全な育成を図るため、プレーパークを実施する団体の活動に要する経費に対し、船橋市プレーパーク支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童をいう。

(2) 団体 第1条に規定する趣旨を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体（法人でないものを含む。）をいう。

(3) プレーパーク 児童が自主的に工夫をして遊びを作り出す等自発的に自由な遊びを実現するための活動の場であって、誰もが広く公平に参加できるものをいう。

(4) プレイワーカー 児童の心身の発達、遊び、プレーパークにおける安全性の確保その他プレーパークを実施するために必要な知識を習得するための研修（以下「プレイワーカー研修」という。）を受講した者をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本要綱の目的を遂行することができるとともに、継続してプレーパークを開催する意向があること。

(2) プレーパークの開催に当たり、補助金申請年度において、船橋市後援及び共催の承認に関する要綱又は共催、後援及び協賛の承認に関する要綱に基づく後援承認がなされていること。

(3) 3名以上で構成され、市内に活動拠点があること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすプレーパークとし、当該年度において1団体が補助を受けられるプレーパークの回数は、6回を限度とする。

- (1) 原則として、当該年度において6回以上開催すること。
- (2) 原則として、1回当たり20人以上の参加及び4時間以上開催すること。
- (3) プレイワーカーを配置すること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（市内のものに限る。）、船橋市青少年キャンプ場条例（昭和51年船橋市条例第38号）第2条第2項第1号に規定する船橋市立大神保青少年キャンプ場その他市長が認める施設で開催することとし、開催に当たっては、施設管理者へ届出等を行うこと。
- (6) 開催場所の施設管理者による条件等を遵守すること。
- (7) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、国、都道府県、他の市町村その他の団体による交付等を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、当該年度に実施された補助対象事業の運営に要する経費で、別表第1に定めるものの総額とする。この場合において、補助対象事業に係る国、都道府県、他の市町村その他の団体による交付等を受けたときは、補助対象経費から当該交付等の額を控除した額を補助対象経費とする。

- 2 補助の対象となる期間は、第8条の規定により交付の決定を受けた日から同日の属する年度の3月末日までとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費について、別表第2に定める算定基準により算定して得た額の総額とし、当該年度の予算に定める額の範囲内とする。ただし、プレーパークの開催1回につき、50,000円を上限とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、船橋市プレーパーク支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、当該年度における申請は、1団体につき1回を限度とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の概要書及び構成員名簿
- (4) 補助金申請年度における、船橋市後援及び共催の承認に関する要綱又は共催、後援及び協賛の承認に関する要綱に基づく後援承認が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、その旨を船橋市プレーパーク支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請をした団体に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた団体は、交付決定内容に関する変更が生じたときは、船橋市プレーパーク支援事業補助金変更交付申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

(変更交付決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、変更交付すべき補助金の額を決定し、その旨を船橋市プレーパーク支援事業補助金変更交付決定通知書(第4号様式)によりに通知するものとする。

(実績報告)

第11条 第8条及び前条の規定による交付の決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、当該年度の末日までに、船橋市プレーパーク支援事業補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) プレーパークに配置したプレイワーカーのプレイワーカー研修を受講したこと又はこれと同等の知識を有することを証する書類
- (4) 領収書等の写し
- (5) 事業の実施状況を撮影した写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市プレーパーク支援事業補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、交付決定団体に通知するものとする。

(概算払の請求等)

第13条 交付決定団体は、補助対象事業の目的を達成するため、市長が特に必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により請求することができる。

2 交付決定団体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするとき

は、船橋市プレーパーク支援事業補助金概算払請求書（第7号様式）により、市長に請求しなければならない。

- 3 交付決定団体は、補助金額の確定後、戻入金が生じた場合は、速やかに、船橋市プレーパーク支援事業補助金精算書（第8号様式）を市長に提出し、精算の手続を行わなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）交付の目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- （3）補助対象事業の実施方法が適当でないと認められるとき。
- （4）規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（返還）

第15条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、規則第16条の2第1項に基づき、その返還を命ずるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 交付決定団体は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市プレーパーク支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、交付決定団体が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（帳簿類の管理）

第17条 交付決定団体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助金の交付に係る補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は保管しなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	主な内訳
プレイワーカー人件費	プレイワーカーの配置に要する費用
運営人件費	プレイワーカーを除く運営に必要な者の配置に要する費用
保険料	参加者、運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う災害保険、損害保険等の保険料 事業で使用する施設、器材等の賠償責任の保証を行う保険料
検査料	運営スタッフの検便等の検査費用
消耗品費	文具類、材料費等の購入に係る費用
印刷製本費	チラシ、パンフレット及び資料の印刷代
燃料費	薪及び木炭等の購入及び灯油等に係る費用
医薬材料費	医薬品の購入に係る費用

別表第2（第6条関係）

項目	算定基準
プレイワーカー人件費	開催するプレーパーク1回につき、プレイワーカーの配置に要する費用に2分の1を乗じた額とする。ただし、プレイワーカー1人当たり10,000円を上限とする。
運営人件費	1人当たりにつき、市が指定する単価に実働時間を乗じた額に2分の1を乗じた額とする。
その他経費	当該事業に要した経費に2分の1を乗じた額とする。

第1号様式

船橋市プレーパーク支援事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）及び連絡先

申請者 団体名

代表者氏名

船橋市プレーパーク支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助年度	年度
補助金等の名称	船橋市プレーパーク支援事業補助金
経費所要総額	円
交付申請額	円
添付書類	1 年度事業計画書 2 年度収支予算書 3 年度団体概要書及び構成員名簿 4 年度船橋市後援及び共催の承認に関する要綱における後援等承認通知書又は共催、後援及び協賛の承認に関する要綱における共催等承認通知書 5 その他

私は、下記事項について誓約します。

申請者

第3条第1号確認

要綱の目的を遂行することができるとともに、翌年度以降も継続してプレーパークを開催する意向があります。

第2号様式

船橋市プレーパーク支援事業補助金交付決定通知書

船橋市 指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった船橋市プレーパーク支援事業補助金
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 円

第3号様式

船橋市プレーパーク支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）及び連絡先

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定のあった船橋市プレーパーク支援事業補助金について、下記のとおり変更が生じたので申請します。

記

補助年度	年度
補助金等の名称	船橋市プレーパーク支援事業補助金
変更の理由	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)
交付申請額	(変更前)
	(変更後)
添付書類	

第4号様式

船橋市プレーパーク支援事業補助金変更交付決定通知書

船橋市 指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで変更交付申請のあった船橋市プレーパーク支援事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金変更交付決定額 円

第5号様式

船橋市プレーパーク支援事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）及び連絡先

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け 号で（変更）交付決定のあった
船橋市プレーパーク支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

補助年度	年度
補助金等の名称	船橋市プレーパーク支援事業補助金
（変更）交付決定額	円
既交付額	円
補助対象経費	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 プレイワーカー認証等書類 4 領収書等の写し 5 事業の実施状況を撮影した写真 6 その他市長が必要と認める書類

第6号様式

船 第 号
年 月 日

様

船橋市長



船橋市プレーパーク支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった船橋市プレーパーク支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

補助年度	年度
補助金等の名称	船橋市プレーパーク支援事業補助金
(変更) 交付決定額	円
補助対象経費	円
交付確定額	円

第7号様式

船橋市プレーパーク支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）及び連絡先

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け 号で（変更）交付決定のあった
船橋市プレーパーク支援事業補助金について、下記のとおり概算払を請求しま
す。

記

補助年度	年度
補助金等の名称	船橋市プレーパーク支援事業補助金
（変更）交付決定額	円
既交付額	円
概算払請求費	円
概算払を必要とする理由	

第8号様式

船橋市プレーパーク支援事業補助金精算書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）及び連絡先

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け 号をもって額の確定があった船橋市プレーパーク支援事業補助金について、下記のとおり精算します。

記

補助年度	年度
補助金等の名称	船橋市プレーパーク支援事業補助金
（変更）交付決定額	円
既交付額	円
交付確定額	円
精算額	円

第9号様式

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長あて

住所（所在地）及び連絡先

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け 号で交付決定を受けた船橋市プレーパーク支援事業補助金について、船橋市プレーパーク支援事業補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 船橋市プレーパーク支援事業補助金交付額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。